

公園等建設工事（所沢航空記念公園広場等整備工）

設計・施工一括プロポーザル方式 要求水準書

令和7年4月

埼玉県 都市整備部 公園スタジアム課

目 次

1 総則.....	1
(1) 本書の位置づけ.....	1
(2) 本工事の目的	1
(3) 基本の方針.....	1
(4) 受注者の業務範囲.....	1
(5) 工期.....	1
(6) 貸与資料等.....	1
(7) 要求水準の変更.....	2
(8) 特許・著作権等の使用.....	2
2 本工事の条件	3
(1) 工事対象範囲	3
(2) 工事対象地の概要.....	3
(3) 敷地の現況.....	3
3 工事目的物の要求水準.....	4
(1) 施設の基本条件.....	4
(2) 施設全体に係る要求水準	4
(3) 各ゾーンの要求水準	5
4 共通部分に係る要求水準	7
(1) 関係法令の遵守.....	7
(2) 適用基準.....	7
(3) 監督員の指示	8
(4) 関係公官庁への届出手続き	8
(5) 打合せ及び記録.....	8
(6) モニタリングへの協力.....	8
(7) 検査.....	9
5 設計業務に係る要求水準.....	9
(1) 業務内容.....	9

(2)	業務の実施における一般事項.....	9
(3)	管理技術者の資格要件.....	10
(4)	成果物等の情報の適正な管理.....	10
(5)	その他、業務の履行に係る条件.....	10
(6)	成果物、提出物等.....	11
6	施工業務に係る要求水準.....	11
(1)	業務内容.....	11
(2)	業務の実施における一般事項.....	11
(3)	主任（監理）技術者の資格要件.....	11
(4)	工事関係書類、成果物、提出物等.....	12
(5)	施工計画.....	12
(6)	報告事項.....	12

別添資料目録

別添資料①	整備基本方針
別添資料②	現況平面図

1 総則

(1) 本書の位置づけ

公園等建設工事（所沢航空記念公園広場等整備工）設計・施工一括プロポーザル方式要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、公園等建設工事（所沢航空記念公園広場等整備工）（以下「本工事」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、受注者が本工事を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

(2) 本工事の目的

本工事は、所沢航空記念公園の少年スポーツ広場脇の広場を整備するものであり、新たにスケートボードやBMX、キックバイク、インラインスケート等のスポーツが楽しめる施設を導入することを目的とする。本工事については、(3)で示す基本的方針のもと、設計・施工に関する民間事業者の優れた技術を最大限活用することで、工事目的物の品質向上、工期短縮、イニシャルコストを含むライフサイクルコストの縮減などを図ることを期待し、設計・施工一括プロポーザル方式を採用している。

(3) 基本的方針

本工事は、「別添資料①：整備基本方針」に示す方針に従い実施する。

(4) 受注者の業務範囲

ア 設計に係る業務

(ア) 事前調査

(イ) 各種協議申請及び関連業務

(ウ) 実施設計業務及び関連業務

イ 施工に係る業務

(ア) 植栽工事

(イ) 基盤整備工事（撤去移設、敷地造成等工事）

(ウ) 施設整備工事

(5) 工期

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(6) 貸与資料等

ア 公園台帳資料

イ 公園等建設工事（所沢航空記念公園三次元計測業務委託）報告書

ウ 公園等建設工事（所沢航空記念公園スケートパーク基本構想検討業務委託）報告書

エ その他必要資料

(7) 要求水準の変更

ア 要求水準の変更事由

発注者は、受注者の決定後、本工事終了までの期間に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

(ア) 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。

(イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

(ウ) 発注者の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

(エ) その他、業務内容変更が特に必要と認められるとき。

イ 要求水準の変更手続

発注者は、要求水準を変更する場合、事前に受注者へ通知する。要求水準の変更に伴い、契約書に基づく受注者への支払金額を含め、契約の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。詳細は契約書において示す。

(8) 特許・著作権等の使用

ア 著作権

成果品の著作権は発注者に帰属する。提案に係る提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を原則として入札参加者が負担すること。

2 本工事の条件

(1) 工事対象範囲

本工事の対象敷地は以下の図に示す範囲とする。



(2) 工事対象地の概要

本工事の対象敷地の主な前提条件は、次のとおりである。ただし、これらの前提条件は参考として示すものであり、受注者は、本工事の実施等にあって、自らの責任において調査を行うとともに、関係機関等への確認を行うこと。

- (ア) 名称 所沢航空記念公園 少年スポーツ広場脇 広場
- (イ) 所在地 埼玉県所沢市並木1丁目地内
- (ウ) 敷地面積 約4,300 m²
- (エ) 区域区分 市街化区域
- (オ) 用途地域 指定なし
- (カ) 防火地域 指定なし
- (キ) 地域地区等 都市計画公園

(3) 敷地の現況

「別添資料②：現況平面図」のとおり。

3 工事目的物の要求水準

(1) 施設の基本条件

下表に示す事項を基本として施設を計画すること。

項目		内容
整備	施設規模	4,300 m ² 程度
	利用可能な競技(器具)等	スケートボード、BMX、キックバイク、インラインスケート、キックスケーター等のローラースポーツを主な利用対象とし、使用する器具等による特別な制限は設けない
	競技レベルの設定	レクリエーションレベル (初心者～中級者)
管理運営	管理運営方式	指定管理 (予定)
	施設利用料	無料 (イベント時等は利用料金を徴取する場合あり)
	夜間利用	なし
	利活用の想定	スケートボード等に係るスクール・体験会、ローカルコンテスト、その他イベント

(2) 施設全体に係る要求水準

施設全体に係る要求水準は下表のとおりとする。

項目		内容
全般		本工事の実施に当たっては適宜地元関係者と協議を行い設計内容の見直し等を行うこと。
配置計画		ゾーニングおよびゾーンの配置・位置関係 (レイアウト) は「別添資料①：整備基本方針」に示すとおりとする。
		「ストリートゾーン」と「初心者・アンジュレーションゾーン」の合計面積は敷地面積の約 1/3 程度を目安に計画すること。
		スケートボード等に係るスクール・体験会、ローカルコンテスト、その他イベント等としての利活用が可能な造りとする。
造成		現況地形をパークの造形に活かすこと。
		土砂等の搬入出が少なくなるよう地盤高の設定を行うこと。
植栽		現況の植栽を活かした計画とすること。
		施設配置の上で支障になる樹木は移植を第一に検討し、やむを得ず伐採する場合には補植を検討すること。
		動線が集中する箇所においては踏圧が樹木の生育に悪影響を与えないよう配慮すること。
管理施設	囲障	施設外周にフェンス、柵等の囲障は原則として設けないものとする。ただし、施設外周部には緩衝帯として 1m 以上の十分なバッファを設け、スケートボード等の飛び出し防止対策をとるものとする。(飛び出し防止対策は植栽も可)
		上記に加え、北東側園路に沿って H=0.8m 程度の植栽帯 (低木等) を設けること。

項目		内容
管理施設	サイン	施設の利用ルール等を記した案内看板を設置すること。盤面の記載内容は発注者の指示に従うものとする。
電気通信設備		「広場・ステージエリア」付近にイベント用の屋外用電源(100V・防水コンセント)を1箇所程度設けること。
その他		日常清掃(落ち葉掃き、水切り等)にはパーク利用者も関わることを想定する。ほうきやレーキ等の清掃用具を収納可能な用具庫を1箇所、施設利用者が使いやすい位置に設けること。

(3) 各ゾーンの要求水準

「別添資料①：整備基本方針」に示す各ゾーンの要求水準は下表のとおりとする。

項目		内容
ストリートゾーン、初心者・アンジュレーションゾーン、パンプトラック共通	構造・仕上げ	現場打コンクリート造とする。
		パンプトラックは上記に加え、アスファルトの使用も可能とする。
		床面に適切な水勾配をつけること。
		コンクリートの劣化防止策として以下の①～③に示す事項を最低限行うこと。 ①打設後に十分な湿潤養生を行い、高い強度を確保する ②誘発目地を設ける ③含浸系の保護材を塗布し、表面の劣化を抑制する
		セクションに鋼材を使用する場合は、サビ防止のため溶融亜鉛メッキ処理を施すこと。
	雨水排水	雨水を円滑に排水し、床面に水が溜まらないよう雨水排水設備を適切に配置すること。 雨水排水設備はセクションに干渉しないように配置すること。 滑走面に設置する側溝蓋・柵蓋の仕様や固定方法等は、滑走の支障にならないよう配慮すること。
ストリートゾーン	セクション	導入するセクションは以下の①～⑧を標準とし、これ以外は提案によるものとする。 ①レッジ ②バンク ③マニュアルパッド ④スラッピーカーブ ⑤ステア ⑥ダウンレッジ ⑦ハンドレール ⑧ウォール セクションは原則常設とし、仮設・可搬式セクションの運用は想定しないものとする。

項目	内容	
	構造・仕上げ	セクションの造りは原則現場打コンクリート造とし、モジュール型（据置型）のセクションは提案によるものとする。
初心者・アンジュレーションゾーン	セクション	導入するセクションはクォーターパイプ、ヒップ等の曲面セクションを標準とし、これ以外は提案によるものとする。
	レイアウト	<p>ストリートゾーンとの行き来が可能なよう、ストリートゾーンに隣接した配置とするが、境界部にはミニボウルやバンクを設けて、空間的に区分する。</p> <p>参加者 20 名程度のスクールを開催可能なエリアを確保すること。</p>
パンプトラックコース	セクション	<p>導入するセクションは以下の①～④を標準とし、これ以外は提案によるものとする。</p> <p>①リズムセクション ②バーム ③ヘアピンカーブ ④平坦コース</p>
	コース仕様	コースの幅員は 1.5m 程度を標準とし、部分的に幅員に変化をつけること。
		<p>パンピングが可能なアンジュレーションを適切に設けること。</p> <p>周回方向は左回り（反時計回り）とする。</p> <p>カーブ部分にはバンクを設けてコース外への飛び出し防止を図るものとする。</p>
	配慮事項	散策利用者等が園路と「休憩・観覧・交流スペース」を行き来しやすいよう、コースを横断可能な場所を部分的に設けるものとする。
休憩・観覧・交流スペース	構造・仕上げ	芝生（露地）を基本とし、一部に舗装された平場を設けて幼児が親とともに簡易な練習ができるエリアを設ける。
		「広場・ステージエリア」（「別添資料①：整備基本方針」参照）には、コンクリート造のステージ(150 m ² 程度)および階段を設けるものとする。ステージは、通常時にセクションとしても利用可能な構造とする。
	休憩所等	<p>施設利用者だけでなく、公園利用者が自由に使いやすい位置にベンチや縁台、デッキを設けるものとする。</p> <p>日除けの構造物は新設せず、既存樹木による緑陰を活用するものとする。</p>

4 共通部分に係る要求水準

(1) 関係法令の遵守

本工事を行うに当たっては、関係法令を遵守すること。遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）等は以下のとおりである。

ア 法律

全般	地方自治法
	都市公園法
	都市計画法
	建設業法
	労働安全衛生法
	労働基準法
	景観法
	公共工事の品質確保の促進に関する法律
	土壌汚染対策法
インフラ	電気事業法
	水道法
	下水道法
環境	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
	資源の有効な利用の促進に関する法律
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
その他	高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

イ 条例

埼玉県	埼玉県都市公園条例
	埼玉県福祉のまちづくり条例

(2) 適用基準

本業務を行うに当たっては、関係法令のほか、次の基準類を標準仕様として適用するものとする。その場合、いずれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本業務期間中に改訂されたときは、改訂内容への対応等について発注者と協議を行うものとする。

国	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
埼玉県	埼玉県土木設計業務共通仕様書
	埼玉県土木工事共通仕様書
	埼玉県環境配慮方針
	埼玉県グリーン調達／環境配慮契約推進方針
	埼玉県公共事業景観形成指針
	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
	彩の国建設リサイクル実施指針
	建設副産物の手引き
	埼玉県電子納品運用ガイドライン

	設計の点検実施要領
その他	都市公園技術標準解説書（令和元年度版）（（一社）日本公園緑地協会）
	屋外スポーツ施設の建設指針 令和5年改訂版（日本スポーツ施設協会）
	表面保護工法 設計施工指針（案）（（公社）土木学会）

（3）監督員の指示

受注者は、設計業務及び施工業務を通じ、監督員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

（4）関係官庁への届出手続き

ア 本事業に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きは受注者が代行する。

イ 関係官公署への届出手続きなどに当たっては、届出内容などについて、あらかじめ監督員に報告し、承諾を得ること。

ウ 関係官公署などへの届出手続きなどに係る必要な費用は、受注者の負担とする。

エ 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督員に提出すること。

（5）打合せ及び記録

ア 受注者は、設計業務・施工業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。

イ 受注者は、監督員から進捗状況などの報告を求められた場合、速やかにこれに応じること。

ウ 受注者は、監督員と打合せを行った場合、その都度、打合せ記録を作成し、監督員の確認を受けること。

エ 工事関係書類の收受、承諾にあたっては「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」第8条に定める情報共有システムを活用すること。設計業務関係書類の收受、承諾については「埼玉県建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領」第8条に定める情報共有システムを活用することができる。なお、いずれの場合においても情報共有システムの利用に係る費用は受注者の負担とする。

オ 現場の立会、確認については、埼玉県県土整備部・都市整備部「建設工事の遠隔臨場実施要領」、埼玉県県土整備部・都市整備部「建設工事に係る業務委託の遠隔臨場施行要領」に基づく遠隔臨場を活用することができる。なお、遠隔臨場の活用に係る費用は受注者の負担とする。

（6）モニタリングへの協力

受注者は、本工事に係る発注者のモニタリングに対して最大限協力しなければならない。なお、発注者の行うモニタリングは以下のとおりである。

ア 定期モニタリング

必要に応じて受注者が実施する打合せ等に参加するとともに、受注者が提出する業務計画書、業務報告書等の確認を行い、必要に応じて業務是正指示等を行う。

イ 随時モニタリング

必要に応じ設計図書及び建設現場の確認を行い、業務要求水準及び提案内容の確認を行う。

(7) 検査

ア 設計業務における検査

設計業務部分が完了した際は、埼玉県土木工事委託業務検査要綱に基づき検査を行う。

イ 施工業務における検査

埼玉県建設工事検査要綱に基づき中間検査を行う。全工事完成後には速やかに、工事完成検査を行う。

5 設計業務に係る要求水準

(1) 業務内容

広場等整備（植栽工事、基盤整備工事及び施設整備工事等）に係る実施設計業務一式を行う。

設計業務では、受注者の責任において要求水準書に規定した仕様、又はそれを上回る水準の仕様を提案し設計を行う。設計内容については、工事着手前に発注者に説明し、承認を得なければならない。

ア 実施設計に関する標準業務

- (ア) 発注者の要求等の確認
- (イ) 地域関係者との総合的な調整
- (ウ) 設計条件変更等の場合の協議
- (エ) 法令上の諸条件の調査
- (オ) 総合検討
- (カ) 基本事項の確定
- (キ) 設計方針策定及び発注者説明
- (ク) 実施設計図書の作成
- (ケ) 実施設計内容の発注者への説明等

イ その他業務

- (ア) 概略工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）作成
- (イ) リサイクル計画書作成
- (ウ) 現地調査報告書作成
- (エ) 関係機関協議申請資料作成

(2) 業務の実施における一般事項

実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、構造等を決定する。また、材料や工法等の選定に当たっては、維

持管理費用を含めた比較を行う。

埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 管理技術者の資格要件

技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又はRCCM（「都市及び地方計画」又は「造園」）の資格を有する者とする。

(4) 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。成果物等は下記のとおりとする。

(ア) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

(イ) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含む。

a 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

b 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

c 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

d 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力者等に対しても対象とする。

(5) その他、業務の履行に係る条件

ア 写真の著作権の権利等について、受注者は写真の撮影を行う場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。）

a 写真を公表すること。

b 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察

に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

上記の行為を怠ったことが確認された場合は、入札参加停止等の措置を講じることがある。

本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(6) 成果物、提出物等

成果品等一覧

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾なくして他への公表、貸与等使用してはならない。

- (ア) 報告書 電子データ 一式
- (イ) 図面 電子データ 一式
- (ウ) 打合せ記録簿 電子データ 一式
- (エ) その他監督員が必要と認めたもの 一式（必要に応じて紙媒体で提出）

6 施工業務に係る要求水準

(1) 業務内容

本工事の設計業務部分において作成した成果に基づき、植栽工事、基盤整備工事及び施設整備工事等を行う。

(2) 業務の実施における一般事項

ア 通行者に対する安全管理

施工場所への搬出入時等、公園内の通行者の安全を第一とすること。

イ 公園管理事務所との協議について

作業日や作業時間、搬入路などの施工計画については、事前に発注者及び管理事務所と十分に協議を行ったうえで検討し、承諾を得ること。

ウ インフラの接続について

原則として既設配管・配線を活用して接続を行うこと。現場照査によって配管の劣化などやむを得ない状況であるなど既設施設を活用できない場合は発注者と協議すること。

エ 費用負担について

施工に係る費用の一切は受注者の負担とする。

(3) 主任（監理）技術者の資格要件

施工業務及び本工事全体を総合的に把握し調整を行うため、建設業法に規定された資格を有す

る主任（監理）技術者を専任で1名配置すること。

（４）工事関係書類、成果物、提出物等

埼玉県建設工事標準請負契約約款及び埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県土木工事实務要覧に基づき作成すること。

（５）施工計画

施工時間や工事に必要なヤードの範囲・期間、その他園内への工事車両の出入り等については監督員、所沢航空記念公園と協議の上、決定すること。

（６）報告事項

ア 施工計画書

受注者は、工事着手前、又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。主な記載事項は「埼玉県土木工事共通仕様書」によるものとする。

- （ア）工事概要
- （イ）計画工程表
- （ウ）現場組織表
- （エ）施工方法
- （オ）施工管理計画
- （カ）その他

イ 工事完了後に提出する書類

- （ア）工事記録（出来形、品質管理資料を含む）
- （イ）施工計画書
- （ウ）材料承認書
- （エ）完成図面
- （オ）工事写真（竣工写真を含む）
- （カ）各種台帳
- （キ）打合せ記録

ウ 工事完成検査

受注者は、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。また、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- （ア）設計図書に示されるすべての工事が完成していること。
- （イ）監督員の請求した改造が完了していること。
- （ウ）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料整備が全て完了していること。
- （エ）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結しているこ

と。

エ 検査

- (ア) 受注者は、埼玉県建設工事検査要綱に基づき、中間検査を受けなければならない。
- (イ) 全工事完成後には速やかに、工事完成検査を受けること。

以上

別添資料①：整備基本方針

【整備の基本方針】

●整備コンセプト

オープンな空間形成により誰もが気軽に立ち寄れて、安心・安全に見守れるスケートパーク

1. 誰もが気軽に立ち寄れる施設

- ・交通利便性の高い立地により誰もがアクセスしやすい施設とします。
- ・施設周囲には柵を極力設けず、誰もが気軽に立ち寄りやすいオープンな施設とします。
- ・施設はレクリエーションレベルとし、施設難易度を緩めることで初心者が楽しみやすく、子供は遊具感覚の様に楽しめるスケートパークとします。

2. 緑に囲まれ、安心して快適に見守れる施設

- ・計画地内には桜など多くの樹木が植栽されていることから、四季や木陰の涼しさを感じる緑豊かで快適な施設とします。
- ・施設の中心となり、見晴らしの良い高台部分に休憩、観覧スペースを設けて、保護者や観覧者が安心して見守れる施設とします。
- ・計画地に隣接する既存のトイレ、屋根付き休憩スペースを活用し、快適に過ごせる施設空間を形成します。

3. 様々な交流を生む施設

- ・子供を中心に需要が高いキックバイクが楽しめるパンプトラックを配置するほか、BMXやインラインスケート等の利用も可能とし、様々なスポーツが交流できる複合競技施設とします。
- ・少年スポーツ広場（多目的グラウンドエリア）との間に縁台やベンチを設置し、グラウンド利用者との交流が生まれる空間とします。
- ・高台の休憩スペースはイベント時にステージ等に活用できる規模を確保し、競技の広がり発信できる場とします。

4. ストリートスポーツの醍醐味を体感できる施設

- ・自分のスタイルを探しながら技を繰り出し、また新しい技を発想して試し…、といった利用者の自由で創造的なアクティビティに応えるパークとして、セクションの造りやレイアウトを工夫します。
- ・各ゾーンは安全に区分(ゾーニング)しつつ空間的には連続させ、上級者が初心者に教えたり見守ったりするような、ストリートスポーツならではの交流や文化が生まれる場とします。

【ゾーニングイメージ】

①ストリートゾーン

ストリートゾーンは、細長く緑豊かな敷地形状を活かし、街中のベンチや縁石を模したセクション(競技用の障害物)や既存法面を活用したバンクセクションを連続的に配置し、利用者が次々と技を楽しめる空間にします。



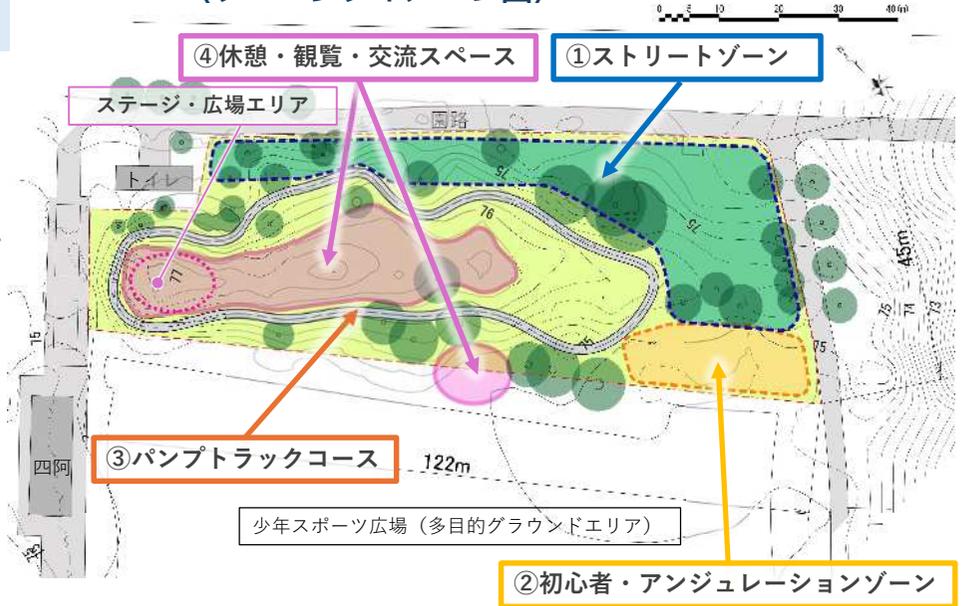
③パンプトラック

パンプトラックはスケートボードやBMX以外にも小学生低学年を中心に需要が高いキックバイクが楽しめる施設として、施設を周囲できるように配置します。既存の起伏を利用してアップダウンも楽しめるコース設定とすることで、当該施設ならではの魅力を創造します。



※1(出典) <https://furnide.jp/news/onshiriribikepark-20220820/>
 ※2(出典) <https://tubagra.com/68802/>

〈ゾーニングイメージ図〉



②初心者・アンジュレーションゾーン

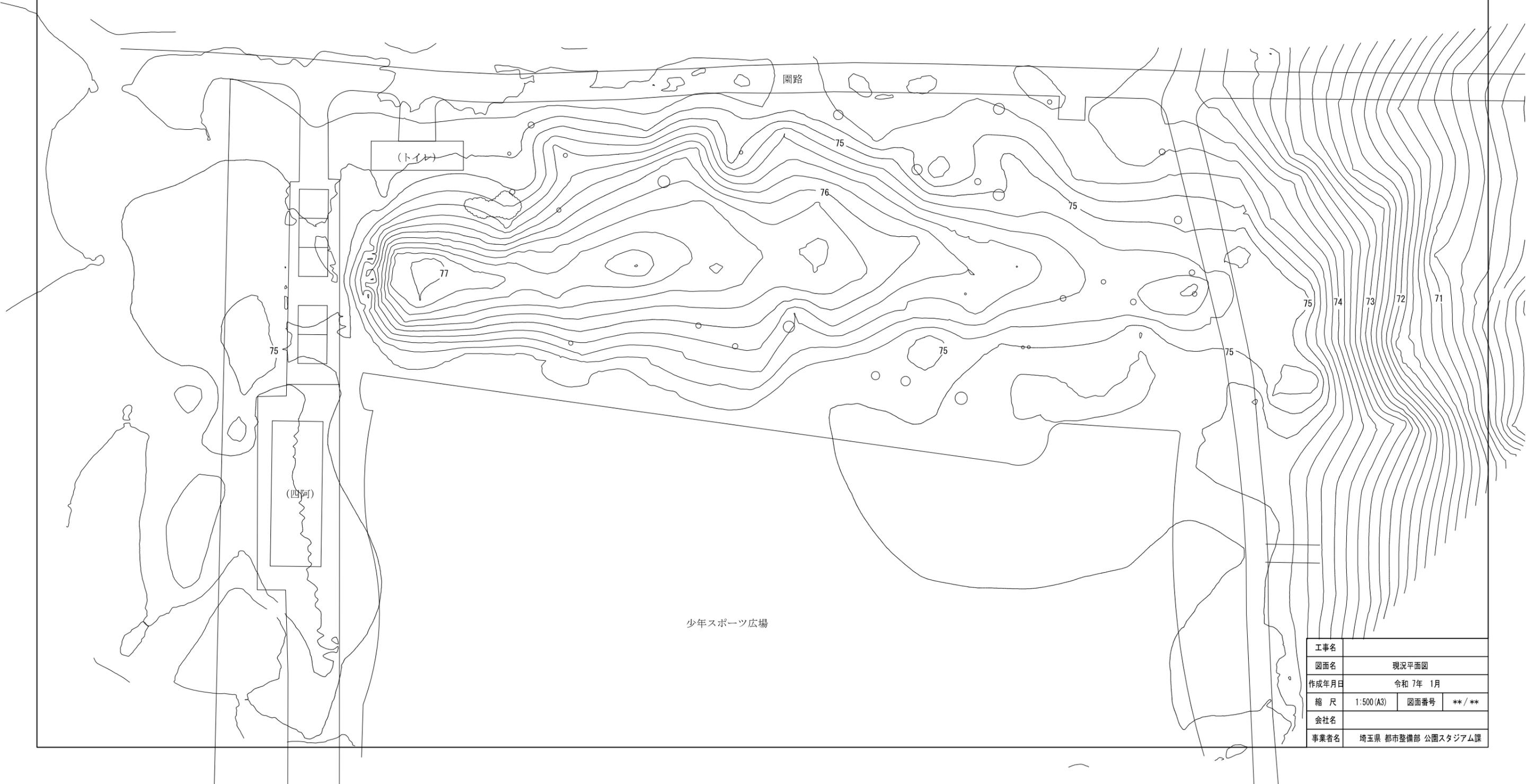
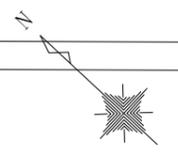
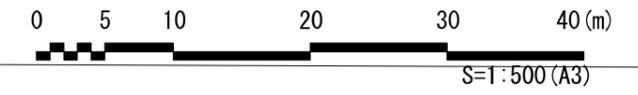
初心者や子供が練習しやすい平坦基調のエリアと、滑走の基本を練習できる湾曲面をいくつかの大きさに設置し、段階的に上達できる場とします。また、ストリートゾーンと空間的に連続させて次のステップに進みやすくします。



④休憩・観覧・交流スペース

施設の中心となり全体を見渡せる高台は休憩・観覧スペースとして活用します。同伴者や保護者が安心して見守れる空間としながら、イベント時にはステージ機能やテントを設営できる規模を確保します。また、多目的グラウンド側に縁台を設置することでグラウンド利用者と交流ができる空間を形成します。





工事名			
図面名	現況平面図		
作成年月日	令和 7年 1月		
縮 尺	1:500 (A3)	図面番号	** / **
会社名			
事業者名	埼玉県 都市整備部 公園スタジアム課		